

平成 28 年 9 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成28年9月1日（木）午前10時00分より臼杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が9月定例総会を招集した。本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

農業委員會事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

佐藤 忠久 総括課長代理 向井 一徳 主査

付議議案

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 46 号 非農地証明願いについて

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局長 ただ今から総会を始めます。

局長 これより議案について、ご審議を宜しくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は柳井 徳雄委員、山下 幸延委員、足立 敏雄委員が欠席となっており、出席委員は、20名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけでどうか。

—「異議なし」の声あり—

議長 それでは、議席番号9番 遠藤 喜一委員 議席番号19番 小川 一男委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。
平成28年9月1日臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

2ページをご覧ください。番号1、畠 211m² 外1筆 合計241m²を宅地分譲用地として利用するものです。農地の区分

は3種農地となっています。

番号2、畠 614m²を宅地分譲用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっています。

番号3、田 793m²を農機具置き場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。

番号4、田 793m²を農機具置き場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。

以上、4件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいているので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

小橋

委員 私、小橋より、8月24日に実施しました議案第45号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1・番号2の申請を続けて報告いたします。

番号1の申請についてですが、所有権移転をして宅地分譲用地とするものです。申請地は2筆で、適切に管理されている土地です。

続いて、番号2の申請についてですが、所有権移転をして宅地分譲用地とするものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。転用者は、合計3筆の申請地において、区画を3つに分け、一般住宅用地及び進入路を造成する予定であります。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

次に、番号3・4の申請を続けて報告いたします。番号3の申請についてですが、所有権移転をして農機具置き場用地とするものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。番号4の申請についてですが、所有権移転をして農機具置き場用地とするものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。転用者は、合計2筆の申請地において、申請地に近接する既存の修理工場で収容できない約50台の農機具を保管するため、利用する予定であります。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものが

ないと判断し、許可相当であると報告します。以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長　　次に、議案第46号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

次長　　議案5ページをご覧ください。議案第46号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記の通りだったので、提案する。平成28年9月1日 県杵市農業委員会会長 圃田忠公

議案6ページをご覧ください。

番号1、畠 128 m² 外1筆 合計 132.98 m² の土地については、永年耕作されず、非農地化した土地です。

番号2、畠 193 m² の土地については、過去に転用許可を受け、目的どおりに転用され非農地化された土地です。以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。以上、非農地証明願い2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいているので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

遠藤

委員 私、遠藤より、8月24日に実施しました議案第46号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請についてです。申請地は2筆で、平成元年より耕作されておらず、雑木や竹等により、非農地化した土地です。審査項目については、③に該当するものと判断します。

番号2の申請についてです。申請地は1筆で、昭和57年4月に県の位置指定道路となり、一般車両や人の通行が自由となっています。同年6月には転用許可を受けており、目的通りに道路に転用され非農地化した土地です。審査項目については、②に該当するものと判断します。以上、非農地証明2件について報告します。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第46号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第47号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案8ページをご覧ください。議案第47号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成28年9月1日 白杵市農業委員会会長 正

田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第9号）「平成28年9月1日公告予定」1ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成28年8月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、2,662m²、2筆です。畑については、9,562m²、7筆です。合計面積は、12,224m²、9筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が5人に対して、借り手は3人となります。2ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成28年9月1日公告予定の農用地利用集積計画（第9号）について、ご提案申し上げます。

議長　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第47号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、举手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第47号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長　　次に、議案第48号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長　　議案9ページをご覧ください。議案第48号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成28年9月1日　臼杵市農業委員会会長　疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 48 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。今回は、3 地区の配分計画の意見聴取をお願い致します。別冊資料の 1 ページと 2 ページをご覧ください。まず 1 件目、畠 2 畝合計 11a を認定農業者に配分するものです。本件につきましては、地区の地権者との同意により、利用権の設定を行うもので、使用貸借の設定となっております。続きまして 2 番目、資料 3 ページ 4 ページをご覧ください、畠 1 畝 19a を一件目と同じく認定農業者に配分するものです。本件の賃料につきましては、地権者と耕作者の合意に基づき、反当 13200 円に設定しております。続けて 3 件目、5 ページ、6 ページをご覧ください。畠 4 畝 65a を認定農業者である法人に配分するものです。地権者と耕作者の合意に基づき、反当 10,000 円に設定しております。以上、3 件の配分計画についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋
議 員 これ向井君、認定農業者さんの分だけど、あちこちに出てきてると思う。野津に何百 ha か持っているけど、管理は大丈夫か。今の所調査はしてみたか。

向井主査 ご質問の認定農業者さんの営農地なんですけれど、利用権設定していない所もあったりするんですけど、経営作物がゴボウを栽培してらっしゃるんですね、ゴボウの土質がどうしても適したところが良いという事でご本人承知の上で質があったところを調べた上で借りてます。今の所借りている所に関してはきちんと管理されてらっしゃいますし、そんなに手がかかってないという事でご本人承知の上でしております。今の所支障が無いという風に聞いております。

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 48 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10：30）